

第6号様式別表5の6の2記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、法第72条の2第1項第1号イ又は第3号イに掲げる法人が、地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第1条の規定による改正前の法（以下「令和3年旧法」といいます。）附則第9条第13項から第17項までの規定による控除を受ける場合（平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始した各事業年度においてこれらの規定の適用を受ける場合に限り、）に記載し、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の都道府県知事に、第6号様式別表5の2に併せて提出してください。
- (2) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る「報酬給与額⑮」から「付加価値額からの控除額⑳」までの各欄の金額について、計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。
- (3) この明細書の④から⑭の各欄については、おおむね法人税の明細書（別表6（24））（注）に記載した4から10まで及び25から28までの各欄（連結申告法人にあっては法人税の明細書（別表6の2（21））（注）に記載した4から10まで及び25から28までの各欄）に記載したところに準じて記載します。
（注） 法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和4年財務省令第39号）による改正前の法人税の明細書をいいます。

2 各欄の記載のしかた

欄 等	記 載 の し か た	留 意 事 項
1 「第1号 法第72条の2第1項 に 第3号 掲げる事業	事業の区分に応じて「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んでください。	
2 「比較雇用者給与等支給額②」	⑦の欄の金額を記載します。	令和3年旧法附則第9条第13項から第17項までの規定による控除は、①の欄の金額が②の欄の金額を超えることが必要です。
3 「前事業年度又は前連結事業年度④」	<p>前事業年度又は前連結事業年度の月数が6月に満たない場合であって、当該月数が所得税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第11号）第7条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の12の5第3項第4号又は第68条の15の6第3項第3号に規定する適用年度の月数に満たないときは、次に掲げる各欄の記載に当たっては、それぞれ次に定めるところによります。</p> <p>(1) 「国内雇用者に対する給与等の支給額⑤」の欄 連結申告法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限り、）による改正前の法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいいます。以下この記載の手引において同じです。）以外の法人にあっては租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第119号）第1条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下「令和3年旧措置法施行令」といいます。）第27条の12の4の2第6項第2号イに規定する前一年事業年度等（同号イの前事業年度を除きます。）に係る同号イに規定する給与等支給額又は同条第5項第2号イに規定する連結事業年度等（同号イの連結事業年度を除きます。）に係る同号イに規定する給与等支給額を、連結申告法人にあっては令和3年旧措置法施行令第39条の46の2第6項第2号イに規定する前一年連結事業年度等（同号イの前連結事業年度を除きます。）に係る同号イに規定する給与等支給額又は同条第5項第2号イに規定する事業年度等（同号イの事業年度を除きます。）に係る同号イに規定する給与等支給額を、同欄の上段に外書として記載します。</p> <p>(2) 「<u>適用年度の月数</u> ⑥」の欄 ④の前事業年度又は前連結事業年度の月数 ④」の欄 欄中「④の前事業年度又は前連結事業年度の月数」とあるのは、連結申告法人以外の法人にあっては「前一年事業年度等の月数の合計数又は連結事業年度等の月数の合計数」と、連結申告法人にあっては「前一年連結事業年度等の月数の合計数又は事業年度等の月数の合計数」として計算します。</p> <p>(3) 「比較雇用者給与等支給額⑦」の欄 欄中「⑤」とあるのは「(⑤+⑤の外書)」として計算します。</p>	

4 「継続雇用者給与等支給増加割合の計算」及び「国内設備投資に係る計算」	それぞれの計算において用いる額に応じ、「計算対象額の別」の欄のいずれかに○印を付します。	
5 「⑯又は⑰×75%のうち小さい額⑱」及び「控除対象額⑲」	これらの金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。	
6 「①のうち所得等課税事業に係る額又は①×㉓/㉕ ㉗」	<p>(1) ①のうち法第72条の2第1項第1号に掲げる事業（事業税を課されない事業を除きます。以下「所得等課税事業」といいます。）に係る額を記載します。</p> <p>(2) (1)の計算が困難であるときは、①の欄の金額に㉓の欄の従業者数を㉕の欄の従業者数で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(3) (2)の場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
7 「①のうち収入金額等課税事業に係る額又は①×㉔/㉕ ㉗」	<p>(1) ①のうち法第72条の2第1項第3号に掲げる事業（以下「収入金額等課税事業」といいます。）に係る額を記載します。</p> <p>(2) (1)の計算が困難であるときは、①の欄の金額に㉔の欄の従業者数を㉕の欄の従業者数で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(3) (2)の場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
8 「控除対象額㉘」	<p>(1) 事業税を課されない事業若しくは法第72条の2第1項第2号に掲げる事業（以下「非課税事業等」といいます。）、所得等課税事業又は収入金額等課税事業のうち、複数の事業を併せて行う法人が、次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(イ) 所得等課税事業を行う法人で、労働者派遣等をした法人 ⑲の欄の金額に㉘の欄の金額を①の欄の金額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(ロ) 所得等課税事業を行う法人で、労働者派遣等をしていない法人 ③の欄の金額に㉘の欄の金額を①の欄の金額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(ハ) 収入金額等課税事業を行う法人で、労働者派遣等をした法人 ⑲の欄の金額に㉘の欄の金額を①の欄の金額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(ニ) 収入金額等課税事業を行う法人で、労働者派遣等をしていない法人 ③の欄の金額に㉘の欄の金額を①の欄の金額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(2) この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
9 「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数㉙」、「国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数㉚」及び「国内における事務所又は事業所の期末の従業者数㉛」	<p>次に掲げる場合に該当する場合には、㉙の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、㉚の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち収入金額等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、㉛の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち収入金額等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち非課税事業又は収入金額課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載します。</p> <p>(1) 所得等課税事業又は収入金額等課税事業（以下「所得等課税事業等」といいます。）を行う法人が事業年度の中において非課税事業等を開始した場合</p>	従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除した数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。

	<p>(2) 非課税事業等を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業等を開始した場合</p> <p>(3) 所得等課税事業等と非課税事業等とを併せて行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業等又は非課税事業等を廃止した場合</p>	
10「付加価値額からの控除額㉑」	<p>(1) 次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(イ) 非課税事業等、所得等課税事業又は収入金額等課税事業のうち複数の事業を併せて行う法人 ㉒の欄の金額に、㉓の欄の率を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(ロ) (イ)に掲げる法人以外の法人で、労働者派遣等を行う法人 ㉔の欄の金額に、㉓の欄の率を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(ハ) その他の法人 ㉕の欄の金額に、㉓の欄の率を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(2) この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。</p>	